

議案第 2 4 号

天理市立地域活動支援センター条例及び天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

天理市立地域活動支援センター条例及び天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立地域活動支援センター条例及び天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

(天理市立地域活動支援センター条例の一部改正)

第 1 条 天理市立地域活動支援センター条例(平成13年 9 月天理市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 2 条 天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年 3 月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。